

[事案 23-85] 転換契約無効確認請求

・平成 23 年 1 月 31 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 23-84] の申立人の弟であり、同一の保険会社に対して申立を行ったもの。

<事案の概要>

分割転換制度を利用して、転換した際に、募集人の説明が不十分であったとして、転換契約の取消を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 6 月、母親に管理を任せていた終身保険について、母親が利率変動型積立保険への一部転換契約をした。その際に、下記の重要事項について募集人が説明しなかったため、一部転換を取り消し、被転換契約を復旧してほしい。

- ①母親は、募集人に対し、終身保険を希望する旨を伝えていたのに、転換後契約の死亡保障が 70 歳までであるとの説明がなかった。
- ②被転換契約は、保険料払込満了後に年金受取を選択できる商品であったが、本件転換手続時に、募集人より、年金受取についての説明がなかった。
- ③転換後契約の更新後保険料が高くなることの説明がなかった。

なお転換手続は、申込書への署名以外は母親が行っており、申立人は募集人と会っておらず契約内容の説明を受けていないが、保険については母親に任せていたので、無面接等を理由に本件転換手続の無効を主張するものではない。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約内容は母親に一任しているとのことであったので、設計書等にて母親に説明し、申込書類については、申立人が契約内容を確認のうえ、に自署押印している。
- (2) 契約内容については、母親の意向により、終身保険の一定金額を存続契約として残す分割転換の形を取り、死亡保障を維持しながら、主に介護保障の充実を図っている。
- (3) 申立契約は契約後約 3 年半が経過しているが、その間、保険証券や毎年の契約内容通知にて契約内容を通知しており、契約は有効に継続している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が転換契約を無効とする法的な根拠は、上記主張①～③の説明がなされなかったことから、母親が、これらについて誤信して転換手続を行なったとして、錯誤による無効（民法 95 条本文）を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容および申立人、申立人の母親、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、申立内容を認める理由がないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにし裁定手続きを終了した。

(1) 主張①について

本転換により、申立契約の死亡保障の内容は、終身死亡保険金額 3000 万円から、保険

金額 1500 万円の終身保険と、転換後契約に付加された死亡保険金額 3000 万円で 70 歳まで更新可能な定期保険特約となった。母親は、事情聴取において、転換後契約の死亡保障が 70 歳までであることを理解していたと陳述しており、転換後の死亡保障の内容を母親は理解していたと認められ、説明が不十分であったと認めることはできない。

(2) 主張②について

転換時に、転換前の契約内容につき、契約者がいろいろな観点から判断できるよう、多くの事項について説明がなされることは望ましいが、転換契約の勧誘に際しては、転換前後の保険契約について、重要な事項を対比した書面を用いて説明することが必要とされ、被転換契約の選択可能な年金受取は、重要な事項に該当するとはいえない。

従って、転換前契約の内容として年金受取についての説明がなされなかったことが、説明不十分とまで認めることはできない。

(3) 主張③について

転換に際し使用された設計書には、転換後契約の契約当初の 10 年間の保険料と 10 年後に自動更新した場合の更新後保険料とが記載された箇所があり、更新後保険料額に手書きで丸が付けられている。この丸印を誰が付けたかには争いがあるが、募集時の説明の際に付けられ、この箇所を使って、更新後保険料を説明したことが窺える。また、「保険料の推移」の欄にも自動更新後の保険料の記載がある。

以上から、募集人は、転換後契約の更新後保険料について、設計書を使用して説明していると推認でき、説明が不十分であったと認めることはできない。

(4) 結論

主張①については、申立人の錯誤を認めることはできない。主張②と主張③については、申立人の錯誤が認められたとしても、通常人において、被転換契約において年金受取ができること、または転換後契約後の保険料が高くなることを認識していれば、本転換契約を行わなかったとまでは認められないので、「要素の錯誤」と認めることはできず、錯誤無効の主張は認められない。